

御嵩町第5回リニア発生土置き場に関するフォーラム

事前質問取りまとめ

- 事前質問受付期間：令和5年1月10日まで
- 事前資料公開日：令和4年12月27日
- 事前質問件数：WEB5件、持参2件

○事前質問内容

【水質のモニタリング】

質問日	年齢、地区	内容
1/10	中地区	○水質汚染に不安を持ちます。 ・水処理をJRは何故行わないのか。水処理施設を設けるべき。 ・「二重シート」に関するJR側の説明では、地元・町民の不安は解消できません。
1/10	60～69歳 上之郷地区	a)JR 東海に質問 水質モニタリングで「異常」が確定した場合、直ち（1週間以内）にトンネル残土を撤去することを約束できますか？約束が出来なければ、最初からトンネル残土をこの場所に置かないでください。 b)トンネル残土を候補地A・Bに置くことを認めた場合 ①「異常値」が確認された場合、直ちに（1週間以内に）トンネル残土をこの場所から全量撤去し、御嵩町以外の場所へJR 東海が運び出すこと。 ②跡地は現在の状況に戻すこと 以上を「契約書」として締結して約束してください。①②が約束できないときは、トンネル残土を御嵩町に置かないことを約束してください。

【自然災害への備え】

質問日	年齢、地区	内容
1/10	中地区	繰り返しになりますが、不安は解消されていない。

【重要湿地（ハナノキ湿地群）の保全】

質問日	年齢、地区	内容
1/9	60～69歳 中地区	ハナノキの保全については、地元の調査グループが2007より調査し、報告書を出している。JRの調査開始以前から情報提供している。地元グループの意見を無視して保全計画を立てるべきではない。また、JRは情報提供の折に調査終了後、報告会を行なうと説明したにも関わらずいまだに、行っていない。その理由として、御嵩町から要請がないからと答えているが、御嵩町は何故要請しないのか説明頂きたい。
1/10	60～69歳 上之郷地区	1. 重要湿地秘匿行為及び、秘匿のうえ本事業の計画は、策定プロセスにおいて御嵩町環境基本条例に違反もしくは不作為ではないのか。

		<p>2. 平成 24 年方法書に対する知事意見では、「1.ウラン鉱床、2.土壌汚染の高い場所、3.重要湿地、は回避するよう慎重に検討すること」との指示があるが御嵩町が重要湿地選定を秘匿してきた事実は、知事意見を無視し環境アセスメントを蔑ろにする行為ではないか。</p> <p>3. 「予定地は、重要湿地の隣である」と町長は議会答弁したがその線引きは何時、誰が、どの様に行ったのか。</p> <p>4. 重要湿地保全及び絶滅危惧種保護について JR と町の協議録を示せ。</p>
1/10	中地区	<p>①町希少生物保護条例（全文）配布を求めます。前々回、何故環境基本条例のみ配布し、希少生物保護条例を配布しなかったのか理解できません。</p> <p>②美佐野湿地の環境省重要湿地指定を巡る当時の町の動きは不明朗です。そしてその後指定を町民に伏せてきたことは大問題で許されることではありません。上記両条例に違反している事態です。町の責任をどう考えるのか、説明責任を果たしてもらいたい。これはフォーラム以前の問題であり、町民の多くが落胆している。</p> <p>③JR の説明を補完する識者は不要です。当初、中立的な学者と紹介があったが、どうなっていますか。町民のことをまず第一に考えて識者を選び町民をサポートしてもらいたい。</p>
1/10	60～69 歳 上之郷地区	<p>1. JR 東海に質問</p> <p>a.候補地 B に生息するハナノキについて、JR 東海が認識している「成木、幼木、稚樹」の本数と対応の仕方を具体的に明確に教えてください。</p> <p>2. 玉木先生に質問</p> <p>a.候補地 A、候補地 A と B の間（アクセス道路間）、候補地 B に生育する絶滅危惧種の種類（動植物種類）と個体数、とりわけハナノキについては「成木、稚樹、幼木」それぞれの本数と、移植対象の種類と本数、移植に適した場所はどこか、地図上で示し、イラストではなく写真でどういう場所が適しているか、専門家の立場で教えてください。（回答を JR とすり合わせるようなことがあれば、専門家としての資質が疑われます）</p> <p>b.候補地 B の成木はこのまま放置すればいずれ倒れてしまうかも知れませんが、行政はこの希少な「ハナノキ」が多数生育する「候補地 B」を、ハナノキが生育しやすいように雑木を切り、日辺りを良くして倒れないように保護する政策を考える事が「行政の正しい政策・行動」と思いますが、間違っているのでしょうか？</p> <p>c.JR 東海が目線に立ってハナノキ保護を考えるのか、（純粹に）自然保護の立場に立ってハナノキ保護を考えるのか、我々はいま重要な判断をしなければならない岐路立っています。玉木先生はいまどういう立場で「美佐野ハナノキ湿地群」を守ろうとされているのか、考えを教えてください。</p> <p>3. 御嵩町職員への質問</p> <p>日本で 4 番目に大きなハナノキ群生地が「美佐野ハナノキ湿地群」です。環境省が指摘する重要湿地帯「美佐野ハナノキ湿地群」とは、富田先生がご指摘されるように「木屋洞川と押山川の間の丘陵地」と考えるのが常識です。行政はこの「重要湿地帯を保全すること」が仕事ではないでしょうか。「誰が正しい」のではなく「何が正しい事か」を判断し、時には上司と喧嘩してでも「正しい行政」に取り組む覚悟を持った職員が一人でも在籍されていることを、住民として期待しています。御嵩町職員の仕事に対する姿勢・情熱を、私たちは期待しています。このような意見に対し、どのように思われますか？</p>

		<p>4. 町長への質問 環境省が「美佐野ハナノキ湿地群」を「重要湿地帯」として指定したのであれば、リニアトンネル残土を候補地 A、候補地 B に置く事は「適切ではない」と考えます。また古田知事の意見書にも「重要湿地帯にトンネル残土を置く事は避けるべきである」と指摘されています。これらの背景をもとにリニアトンネル残土置き場として候補地 A も候補地 B も「きわめて不適切」と判断しますが、残土置き場として適切な場所と言えるでしょうか？</p> <p>5. 富田先生へ 勇気ある貴重なご意見を有難うございました。影ながら先生を応援しています。以上</p>
--	--	--

【その他「水質の管理方法と事故対応」について】

質問日	年齢、地区	内容
1/9	60～69 歳 伏見地区	<p>■以下、資料に対する質問です。 水質モニタリング P3-P6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤● 地下水の基準 環境基準（地下水） ・青▲ 河川の基準 環境基準（河川） ・青■、青● 工事排水は 水濁法基準 <p>地下水、河川の基準値はほぼ同じ。一方、工事排水の水濁法の基準値は、環境基準と比べ概ね 10 倍基準が緩い</p> <p>○JR 東海への質問</p> <p>Q1 資料 P3</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 青●の基準値が青▲基準値以上であった場合、どの様に青▲基準まで下げるのですか？ 水処理施設が必要ではないですか？ 単に沈砂池だけで、基準が下がるとは思えません。例えば工事排水基準はクリアした、10 という数値であったものを数値で 1 まで下げた場合、9 の分は何処に溜まるのですか？ 何を（沈殿物？水？）を産業廃棄物処分をするのですか？ (2) 青●が基準をオーバーしていた場合はどうするのですか？ 溜まることなく、沈砂池に入ってしまう。健全土とはいえ、要対策土が混入する可能性は低くありません。工事排水基準をオーバーする場合もあると思いますが、如何ですか？ (3) 候補地 A に沈砂、調整池はありますか？（関連 P9 図）もし既存のため池を利用するというのであれば、おかしいです。自らの排水は自らの調整池で管理すべきと思いますが、如何ですか？ <p>Q2 資料 P4</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要対策土に触れた集水タンクの水の基準が青■になっています。これも工事排水扱いなのですか？ 集水タンクに集まった青■も、沈砂池の青●も同じ基準です。集水タンクで貯水し、排水基準もクリアできない場合は、沈砂に流さず、産業廃棄物処理をするは分かりますが、排水基準をクリアしていれば（但し河川の環境基準はクリアしていない）、Q1 と同じ質問です。 (2) モニタリング池 とありますが、集水タンクと同じような機能か？ 違うのか、不明です。（要対策土には触れていない地下水という区分は分かれます。） (3) 赤●の地下水で基準オーバーの場合、どうするのですか？ 地下水です、どう対応するか（どのように基準値まで下げるのか）、対策方法を説明して下さい。

		<p>Q3 資料 P5 質問内容は、P3,4に同じ。但し、一時保管の話は、JR 東海が一方的に第2回フォーラムで言い出したこと。一時保管の話を経成事実のように説明に加えるのは、ルール違反です。 町への質問です。町は、一時保管の件もこのフォーラムの課題に加えるのですか？</p> <p>Q4 資料 P12-16 自然災害への備え ガイドラインとか、示方書、規定等で決められた設計条件で計算するのは当たり前のことです。最近では想定外の災害が、想定外でなく発生しており、それで安全であるとは言えないのです。想定外のことは、説明できません、分かりません、ということではなく、想定外の対応について、このように考えてます、という説明はないですか？</p> <p>Q5 資料 P19、20 万一の場合の資料 (1) 高さの2倍までしか土砂は到達しないとありますが、土砂災害防止法に定められたものですか？具体的にどこにどのように書かれていますか？熱海の土砂は、そんな単位ではなく何kmと流れたと記憶しています。土石流だからと言われると思います。P18に土石流は生じない、と書かれています、間違いありませんか。 (2) 重金属等が地下水で到達する距離が250m程度なので大丈夫との説明です。酸性土の場合は如何ですか？久々利の事例から、地下水、河川への流れ込みは、酸性土の方が危険だと思いますが如何ですか。</p>
1/10	60～69歳 上之郷地区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成25年置き場候補地（受入れ量まで示した町有地）情報提供時の県提出図面を示せ。 2. 平成27年追加で県に民有地の情報提供した経緯は何か。 3. 「平成28年8月19日時点の図面」時点では要対策土を民有地に埋めるとあるが、地権者にその旨を知らせたか。 4. JRは、美佐野工区から要対策土の排出可能性を知り得たのは何年何月か。 5. JRは、要対策土を美佐野地内にて最終処分場としたいと町に要望したのは何年何月か。 6. 平成30年10月26日「JR東海と御嵩町との会議録」にて、JR「不溶化処理はコストが高く・・・それ以上のコストをかけるなら、産廃としての処理を選択することになる」、御嵩町は何故この提案を受け入れなかったのか。 7. 平成30年10月30日（町長レク）にて、渡辺町長「10年前から可児川から南は開発地域だと言ってきた。・・・町有地に対策土を置きたいというのであれば、当然その使いみちは教えてもらう必要がある。JRが「大義名分」を考えるべきだ」とあるが、町長のいう大義名分とはどのようなイメージか。 8. 平成30年11月1日渡辺町長「売れば（町有地）どういうふう埋めて頂いても良いが最終的にどう利用するかという話」とあるが、重要湿地及びハナノキの保全を申し入れないのは何故か。 9. 平成30年11月28日町担当者「・・・町有地に要対策土を入れるためには相当の理由が必要になってくる。要対策土を入れざるを得ないという状況でなくてはならない。「大義名分」とはそういうニュアンスである」相当な理由とはどのようなイメージか。 10. 要対策土上には工業団地はできないにも関わらず重要湿地選定後であるが、町有地に要対策土入れをJRに提案したのは何故か。平成29年4月6日町担当者「・・・要対策土については民有地平場活用を妨げる為3つの平場（民有地）の付近にある町有地借地（仮置き場）として使う選

		<p>択肢はないか」JR「そのつもりはなかったが一つの考え方だ」</p> <p>※ 会話は一部切り取ってあります、全体の会話は第3回フォーラム別冊資料「JR 東海と御嵩町との会議録公開について」で確かめてください。</p> <p>11. ア) リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会会員でも要対策土最終処分を断っている自治体がある（JR 沿線自治体は十分なメリットがあるにもかかわらず）</p> <p>イ) 東海環状自動車道工事に於いて要対策土は適正に処理することができる処理業者、施設に搬出している</p> <p>ウ) 町にメリットは無い（町長答弁）</p> <p>エ) 残土受け入れを断ると何か不都合なことはあるか（ない：JR 答弁）</p> <p>オ) 知事意見「汚染土壌の可能性の高い場所（自然由来の土といえども）」は回避せよ</p> <p>カ) 知事意見「重要湿地は回避するよう慎重に検討せよ」</p> <p>キ) 知事意見 地元には丁寧な説明が必要</p> <p>ク) 排出者責任は事業者にある</p> <p>以上のことから町は、本事業の安全性を検討するまでもなく門前にてお断りするのが真っ当な判断である。五百万円以上の町の予算を使って本フォーラムで受け入れを検討する理由は何か。</p>
1/10	60～69 歳 上之郷地区	<p>【御嵩町長】</p> <p>水質モニタリングで「異常値」が発見された場合、候補地 AB の信頼性が崩れた訳ですから、直ちに（1週間以内に）トンネ搬出することを約束してください。可能ですか？</p>

【第2回フォーラム「自然環境・生活環境」について】

質問日	年齢、地区	内容
1/9	60～69 歳 伏見地区	<p>■渡邊町長に質問します。（要対策土について）</p> <p>Q1 町長は、かねてより残土置き場として手を挙げた場所について安全なものしか置かないと、言われてきましたし、議会にもそのように説明されてきました。そこで質問します、“要対策土”は安全なものですか？</p> <p>Q2 要対策土は、安全なものではないので、2重遮水シートによる封じ込め対策を施すこととし、フォーラムで安全性の確認と安全性を高める対策を話し合う、と説明されてます。質問、2重遮水シートによる封じ込めは、町長が言う「安全に措置する」対策だと思いますが、いかがですか？</p> <p>Q3 2019年2月6日の記録に書かれているとおり、町長は安全なもの、と安全に措置するは別物と明言されてます。2重遮水シートで封じ込めされた“要対策土”は安全なものですか？それとも安全に措置されたものですか？</p> <p>Q4 “要対策土”を2重の遮水シートで封じ込めたものは、安全に措置されたものかもしれませんが、中の“要対策土”が安全でないものであることは変わりがないと思いますが、いかがですか？（なお、私共は、2重遮水シート封じ込めが安全に措置されたものとは考えておりません、念のため）</p> <p>Q5 つまり、町長の理論では、“要対策土”は安全なものではないので、いくら安全に措置しても、別物（安全なものにはなりえない）なので、置かない、置けない、という結論になるかと思いますが、違いますか。</p> <p>■渡邊町長に質問します（町有地の活用について）</p> <p>Q1 美佐野の町有地はゴルフ場開発がとん挫し、税の滞納分見合いで取得し</p>

たもので、工業団地あるいは研究施設として活用する方針と、言われてきました。そこで1つ目の質問、ここを“要対策土”の恒久処分場とした場合その上に、工業団地とか研究施設を造ることができますか？

Q2 “要対策土”が封じ込められた土地の上に、建物を建てるのは難しいでしょう、ましてや、そこを購入して工場等を建てる人はまずいないと思います。すなわち、町有地に“要対策土”を封じ込めしたら、そこは町長の言う、有効活用は不可能となりますが、違いますか。

Q3 つまり、町長の目論見とした、町有地の有効活用は、“要対策土”を封じ込めたらほぼ不可能になるわけですからここに、“要対策土”を置くわけにはいかない、という結論になると思いますが、違いますか。

Q4 まさかとは思いますが、町有地（候補地 B）に“要対策土”を封じ込めさせる見返りに、候補地 A を工業団地あるいは研究施設として利用できるようにする、などというような、町と JR 東海との裏取引はないでしょうね。ここで明言して下さい。（第 4 回フォーラム議事録、P14 中段で、渡邊町長はそれを示唆するような発言をしています。）

■渡邊町長に質問します（要対策土の持ち出しについて）

Q1 町長は、これまでずーと、JR 東海に、（要対策土について）持ち出す先があったら、持ち出してほしい、あるいは、（封じ込めでなく）他の方法をとってほしいと、言われてます。実際に、最近のフォーラムの中でも 3 回発言されてます。

- ・第 1 回フォーラム議事録 P7 上段
- ・第 2 回フォーラム議事録 P6 下段
- ・第 4 回フォーラム議事録 P16 上段

そこで質問します、町長（町）は、JR 東海に対し、少なくともフォーラムが始まって以降、「持ち出してほしい」、「他の方法をとってほしい」、何時、何回申し入れをしましたか？また、その時、JR 東海はなんと回答しましたか、説明をしてください。

Q2 一方 JR 東海は、持ち出す先が無い、とは言っていません。「持ち出す先がないから御嵩町に置きたいと言っているのではなく環境負荷を考えると、一番御嵩町の置き場が良い」、と発言しています。（第 1 回フォーラム議事録 P8 下段）町の発言と JR 東海の発言は、どう見ても食い違っていると思いますが食い違っていませんか？（改めて質問します）

Q3 町は、持ち出す先があったら持ち出してほしい、と言ってます。JR も、持ち出す先がないわけではない、と回答してます。じゃ、町は持ち出して下さいと言えば、JR は持ち出す先があるので、本件決着ではありませんか？実際に、多治見市は、要対策土は可児市にある許可を得た汚染土壌処理工場へ持ち込むよう JR 東海に文書で申し入れ、JR 東海も（やむなく）従っているのです。御嵩町は、正式に文書で JR 東海に対し、持ち出してほしい、と言えればいいのです。違いますか？

Q4 なお、JR 東海に対し、環境負荷について、持ち出すより、当該地に封じ込めしたほうが負荷が小さい、と言われる根拠について、再三申し入れられているにもかかわらず、JR 東海は回答を先送りして、何等の説明もありません。許しがたい対応です。要対策土の置き場に係る根幹の問題であり、当然に根拠あつての発言のはずです。回答もできないのは、御嵩町に要対策土を置く説明根拠が破綻しているのです。違いますか？本件は国家的プロジェクトですが、国の事業ではありません。JR 東海という一民間会社の行う事業なのです。株式会社という営利企業ですので、近くに残土を置くことで、持ち出すよりコストが削減できるという経済合理性を優先した考えなのです。（賢明な町長なので、こんなことは分かっていることと思います）このような JR 東海の対応に対し、町はどうお考えですか？

		(本質問は要約しないで、原文のまま資料掲載願います)
--	--	----------------------------

【第3回フォーラム「要対策土・ウラン鉱床」について】

質問日	年齢、地区	内容
1/10	中地区	要対策土、ウラン鉱床に関する不安は解消されていません。何故 JR はウラン調査（鉱床、残土含有）をしないのか理解できない。

【第4回フォーラム「要対策土の封じ込め工法・盛土構造」について】

質問日	年齢、地区	内容
1/10	60～69歳 上之郷地区	今回使用する5層シートの総重量は何トンか、シートが将来の環境負荷にならない理由を述べよ。

【第4回フォーラム時に説明できなかった、資料「第3回フォーラムでの質問に対する回答」について】

質問日	年齢、地区	内容
1/9	60～69歳 伏見地区	<p>重要湿地について</p> <p>■御嵩町の資料(御嵩町に対する質問)</p> <p>P4 玉木先生は、伐採して明るくしてやる、のが大切と言われてます。質問、少なくとも町有地は、町が先頭となり、地元の協力を得て、進めるべき内容と思いますが、いかがお考えですか。</p> <p>P5 富田先生は、美佐野ハナノキ湿地群の範囲を定義されてます。一部区域を保全しても不十分、間伐など適切な対策が必要（玉木先生に同じ）具体的な保全策、保全計画を行政、地元で協議が必要と言われてます。そこで質問、大前提として、町は、重要湿地とはどの部分、どの範囲と認識しているのですか？具体的に示してください。町長は、重要湿地は隣かと思った（新聞記事による）、など発言してます。</p> <p>また JR は出来る限り避けた、と言ってますが、どの範囲を前提に出来る限り避けたのでしょうか？それについて、町は、どのように評価、判断しているのですか？</p> <p>P7 湿地について学び、より良い保全策を検討していきたいので湿地についての勉強会を行うとの提案がありました。</p> <p>①勉強会とフォーラムの関係を説明してください。</p> <p>②出席者、司会、進行役等はどう考えてますか？</p> <p>③湿地についての保全策の検討にあたって、候補地 A、B ありきを前提としない、という理解で宜しいですね。候補地 A、B ありきを前提としない、ことを確認願います。</p> <p>上記の通り勉強会を行うにあたって、美佐野ハナノキ湿地群の範囲を曖昧のままとせず、町として、重要湿地の範囲を（下図を参考）明確にしたい。お願いしたい。お願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハナノキ分布図 ・上記図に候補地 A,B を重ねた図（図が添付できないシステムのようなので、別途郵送しますので対応願います） <p>■JR 東海の資料(JR 東海への質問)</p> <p>P3 美佐野ハナノキ湿地群の一部が発生土置場の改変範囲にも存在することを確認した、との記載がありますが、どの範囲を美佐野ハナノキ湿地群と認識し、改変範囲にも含まれると確認したのですか？（上記図参考）</p>

		<p>現在の計画ですと、ハナノキ成木 80 本の内、21-23 本が候補地 AB で伐採されます。25%以上の本数です。これで出来る限り避けた、一部伐採することになる、との認識ですか。富田先生の言う、美佐野ハナノキ湿地群の範囲（押山川と木屋洞川に挟まれた一帯）、一部保全しても完全な保全にならないとのコメントに対する JR 東海の意見を説明してください。</p>
1/9	60～69 歳 伏見地区	<p>◆第4回フォーラム質問に対する回答について、JR への質問</p> <p>Q1 (P4) ゴルフ場のコンクリート擁壁について、地震時の安定計算はされていない、とのことですが、そこで質問です。地震を想定していない、地震時には壊れる可能性があるという事ですか。そうであれば、説明資料 P18 で土石流が生じないと書いてますが、自分の施設でない、調整池の水が一度に流れ出し、まさに土石流の可能性があると云えるのではないですか？</p> <p>Q2 (P6,7) 結論は、自らの提案通り変えませんと言う事ですね。何故、ベントナイトを検討したら、と言われたのか、その点に触れてません。遮水シートは人工の物で耐用年数もある、ベントナイトは自然の物なので検討する価値がある、と言うことであったかと思いますが、(違いますか?) 一刀両断で否定、検討価値無しということですか？有識者の意見を聞いて、安全性を高めるというフォーラム趣旨に反していませんか？</p> <p>◆第3回別冊資料 JR 東海と御嵩町との会議録について</p> <p>Q1 P12/18 2019.3.28 建設副産物活用に向けた調査研究に関する覚書を町と JR 東海で締結したとあります。本件の内容と進捗状況を説明願いたい。</p> <p>Q2 P13/18 2019.8.9 JR としては(町有地は)購入で考えている。(町)購入となれば金額の話となると思うがどうか。(JR)細かい数字ではないが、考え方はお話しできる。金額が独り歩きしてもいけない、細かい話は次回以降とした。 本件に関するその後の記録はないが、どの様な話になっているか。本件土地は、保有税見合いの1億円強で購入した形のはず。お金の話はしてないとか、言えないと、町は直ぐに言うが、裏取引のような事がなければ、説明できると思うが、如何か。考え方、例えば1億円見合いが最低条件とか、あくまで鑑定評価であるとかは説明できるのではありませんか？お金の話は大事なことと思うがいかがか？</p>